

井林内閣府副大臣  
FinCity Global Forum 2024 講演  
令和6年1月31日

## 1. はじめに

只今ご紹介いただきました、内閣府副大臣の井林辰憲です。金融及び経済財政政策を担当しております。

冒頭、元日に発生しました令和6年能登半島地震について、一言申し上げます。

本地震でお亡くなりになられた方々のご遺族に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての方々に、心よりお見舞いを申し上げます。政府としては、被災者への支援をはじめ、被災地域の復旧・復興に万全を期してまいります。

改めまして、本日は、「フィンシティ・グローバル・フォーラム」において、講演の機会をいただき、御礼申し上げます。

昨年は、賃上げや株価など、様々な指標において30年ぶりの高い水準となりました。日本が四半世紀にわたる低成長・デフレ環境から完全脱却する千載一遇のチャンスが巡ってきています。

こうした状況を金融面から加速させるべく、様々な施策に取り組んでいますが、本日は、昨年12月に政策プランを公表した「資産運用立国」についてお話したいと思います。

## 2. 資産運用立国の目的、コンセプト

資産運用立国とは何を指すものなのか。まず、その目的ですが、政府においては、「成長と分配の好循環」の実現を目指しています。具体的には、我が国において、

- ・ 「家計」が、安定的な資産形成に向け、より多くの資金を貯蓄から投資に向ける。
- ・ 「企業」が、その資金を成長投資に回し、企業価値を向上させる。

- ・ その恩恵が資産所得という形で家計に還元され、更なる投資や消費に繋がる。
- こうした好循環を実現したいと考えています。

そのためには、「家計」、「金融商品の販売会社」、「企業」、「資産運用会社」、「アセットオーナー」など、投資に関与する各主体をターゲットとした取組を進めていく必要があります。

政府としては、これらの各主体に向けた取組全体を資産運用立国に向けた取組と捉えており、順に主な取組をご紹介しますと思います。

### 3. 家計に向けた取組

1点目は、「家計」に向けた取組です。ご存じのとおり、我が国の家計金融資産 2,100 兆円の半分以上は現預金であり、米国や英国と比較して、株式や投資信託の割合が低い水準にあります。その結果、20年間の家計金融資産の推移を見ると、米国が3.3倍、英国が2.3倍に伸びている一方、我が国は1.5倍に留まっています。

金融・経済環境が変化していく中、家計がそれぞれのライフプランに応じて安定的な資産形成を進めていくことが重要です。

このため、まず、NISAを抜本的に拡充し、より多くの方々の、より多くの投資を、より長期間、非課税にしました。

この新しいNISAは1月1日から開始されています。個々人のライフプランやライフステージに応じて、若い方からご高齢の方まで柔軟に活用いただける制度になっています。

既に成人の方の約5人に1人がNISAを活用しています。政府としては、制度の更なる普及・活用促進に努めてまいります。

同時に、国民の皆様が金融トラブルに巻き込まれることなく、適切な投資判断を行うためには、金融リテラシーの向上も重要です。

金融経済教育については、本年4月に「金融経済教育推進機構」を設立し、8月に本格稼働させる予定です。機構では、国全体として、中立的な立場から金融経済教育を推進していきます。

加えて、多様化・巧妙化する詐欺的な投資勧誘や金融犯罪に

対しては、警察庁や消費者庁との連携を強化し、利用者への注意喚起や無登録業者への厳正な対応に取り組んでまいります。

#### 4. 金融商品の販売会社に向けた取組

2点目は、銀行や証券会社等の「金融商品の販売会社」に向けた取組です。

これらの販売会社においては、家計が安心して金融商品を購入できるよう、顧客本位の業務運営を推進することが何よりも重要です。顧客それぞれのライフプラン・ライフステージやニーズに合った金融商品の販売、販売後のアフターフォローをしっかりと行っていただきたいと考えています。

これにより、顧客が信頼と安心のもとで金融サービスを利用できる環境が生まれ、金融機関の強固な収益基盤にも繋がるという好循環を実現していただきたいと思えます。

金融庁としても、販売会社の取組について深度あるモニタリングを行ってまいります。

#### 5. 企業に向けた取組

3点目は、「企業」に関する取組です。先程申し上げたとおり、企業は投資家から集めた資金を成長投資に向け、企業価値を向上させていくことが求められています。こうした中、家計の投資先として、海外企業ばかりが選ばれると、我が国企業、我が国経済の成長には繋がらないのではないのでしょうか。我が国企業がより魅力的な投資先になることが重要です。それは、同時に、海外投資家の資金を我が国に呼び込むことにも繋がります。

このため、政府としては、企業による収益性や成長性を意識した経営を促進してまいります。

昨年3月には、その一環として、東証より、上場会社に対し、PBR等の市場評価や資本コストを意識した経営の実現に向けて、①現状分析、②改善に向けた計画の策定・開示、③取組の実行等を要請いただきました。

また、国内外からの高い関心を受け、本年1月から、東証において、開示をした企業の一覧表も公表されています。

政府としては、上場企業と投資家との間で積極的な対話が

行われるとともに、こうした取組が更に拡大するよう、東証の取組を後押ししてまいります。

## 6. 資産運用業に向けた取組

4点目は、投資信託等を通じて家計等の資金を運用したり、アセットオーナーから委託を受け、年金や保険等の資金を運用する「資産運用業」に向けた取組についてです。

まず、我が国において大きなプレゼンスを有している大手金融グループに対して、グループ内での資産運用ビジネスの経営戦略上の位置付けを明確にし、運用力向上やガバナンス改善・体制強化を図るためのプランを策定・公表いただくよう要請しました。

これを受け、既に多くのグループから、プランが公表されており、金融庁のウェブサイトにて各社のプランを一覧で掲載しています。

政府としては、各社において、資産運用ビジネスの高度化に向けた積極的な取組が進められることを期待しています。

同時に、資産運用業への国内外からの新規参入と競争の促進にも取り組んでまいります。

現状、我が国において資産運用業の新規参入は限定的です。日本独自のビジネス慣行や参入障壁の存在も指摘されています。これらの是正や新規参入促進策を通じ、国内外の優れた事業者が我が国に集まり、互いに競い合うことでより良い商品・サービスが提供される環境を築いていきたいと考えています。

プランには、様々な施策が盛り込まれていますが、ここでは2つほどご紹介します。

まずは、金融・資産運用特区の創設です。金融庁と意欲ある地域が協働し、金融・ビジネス・生活環境関連の規制改革や、英語対応等の行政サービスの充実等の支援を実施していきます。

現在、地方公共団体から国への提案・要望を募集しており、今後、これらを踏まえて特区の対象となる自治体の選定を進め、本年夏頃を目途に、具体的な施策等を盛り込んだ特区のパッケージ

ージを策定する予定であります。

続いて、新興運用業者の促進プログラム（日本版EMP）についてです。新興運用業者は、過去の運用実績がないためシードマネーを獲得することが難しいといった指摘があります。このため、官民が連携して新興運用業者に対する資金供給の円滑化を図るための取組を実施してまいります。

具体的には、金融機関に対して、新興運用業者を積極的に活用した運用を行うことや、新興運用業者について単に業歴が短いということのみによって排除しないことを要請しました。アセットオーナーにも業歴のみによって排除しないことを促していきたいと考えています。

加えて、新興運用業者のデータを一覧化したリストを官民連携して作成し、金融機関・アセットオーナーに提供してまいります。

また、新たに資産運用ビジネスを始めるに当たって、登録要件を満たすための体制整備が負担であるとの指摘もあります。

このため、適切な品質が確保された事業者へのミドル・バックオフィス業務の外部委託を可能とすることにより、運用業務と管理業務を分離し、運用に専念できるよう規制緩和を行ってまいります。

## 7. アセットオーナーに向けた取組

5点目は、「アセットオーナー」に向けた取組についてです。

アセットオーナーにおいては、受益者の最善の利益を追求する観点から、運用目的に基づき目標を定め、その実現のために運用委託先を厳しい眼で見極める必要があると考えます。

アセットオーナーの範囲は、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドなど幅広く、課題もそれぞれですが、共通して求められる役割があると考えられます。

そこで、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則として、アセットオーナー・プリンシプルを本年夏目途に策定してまいります。資産運用立国分科会では、主に企業年金の課題等について議論しましたが、プリンシプルの策定に際しては、このうち、公的年金や共済組合など他のアセット

オーナーに共通する課題についても検討し、その結果を盛り込んでいきたいと考えております。

続いて、企業年金や iDeCo 等の私的年金についてお話しします。私的年金は、公的年金の上乗せの給付を保障し、高齢期により豊かな生活を送るための制度として重要な役割を果たしています。一方で、私的年金に取り組んでいるものは、厚生年金の被保険者の3割に留まっています。

我が国において、より多くの方が、高齢期においても自身のニーズに応じた収入を確保し、より豊かな生活を送っていくためには、例えば、

- ・ 企業年金や iDeCo の更なる普及を促進していくこと
  - ・ 企業年金において、加入者の最善の利益を追求する観点から、より良い運営・運用を目指していくこと
  - ・ iDeCo 制度を更に充実させていくこと
- などが重要ではないでしょうか。

このため、私的年金の普及促進に向けては、4月に設立予定の「金融経済教育推進機構」において、職域での従業員向け教育を支援していくとともに、私的年金の広報活動を政府横断的に展開してまいります。

企業年金については、DB(確定給付企業年金)において、定期的に運用委託先を評価し、運用力次第で委託先を変えるなどの見直しを促進する方策を講じてまいります。また、経済・市場環境に新たな変化が生まれてきている中にあることは、その動向をみながら、期待収益率を検証し、必要に応じて資産配分の見直しを行うことも重要ではないでしょうか。

加えて、企業年金の運用状況等について、他社と比較できる情報の見える化を行ってまいります。厚労省が情報を集約し公表することも含め、その具体策を検討してまいります。

iDeCo 制度については、一昨年に策定した「資産所得倍増プラン」に従い、拠出限度額や加入可能年齢の引き上げ、各種手続の簡素化・迅速化など、改革を実施してまいります。

## 8. 成長資金の供給と運用対象の多様化、情報発信

次に、資産運用業とアセットオーナー双方に関係する取組として、成長資金の供給と運用対象の多様化についてお話します。

我が国経済のダイナミズムと成長を促すためには、イノベーションを創出し、企業の生産性向上をもたらすスタートアップに成長資金を供給し、育成することが重要です。

そのためには、国内外の機関投資家の資金がベンチャーキャピタルを通じて国内のスタートアップ企業に供給される流れを拡大していく必要があります。

ベンチャーキャピタルのガバナンスを向上させ、機関投資家がよりベンチャーキャピタルに出資しやすい環境を作っていくために、海外での実務も参考に、ベンチャーキャピタル向けのプリンシプルを策定してまいります。

また、非上場有価証券の発行・流通を促進するための規制緩和や、オルタナティブ投資・サステナブル投資等を含めた運用対象の多様化についても、取り組んでまいります。

これまで各種施策について申し上げてきましたが、これらの施策を内外の関係事業者や投資家のニーズに沿った形で進めるために関係者と対話をしていくことや、日本市場の魅力を情報発信していくことも重要です。このため、内外の関係事業者や投資家等と連携し、本年中に資産運用フォーラムを立ち上げるべく、準備委員会で検討を進めております。

## 9. 最後に

以上、資産運用立国に関する取組についてお話をさせていただきました。冒頭申し上げたとおり、我が国経済には、明るい兆しが随所に出てきております。また、集計中ではありますが、新しいNISAの利用も着実に拡大していると考えられます。

加えて、実現プラン公表後においても、例えば、24日には、投資信託協会と日本投資顧問業協会が統合を軸に検討を始める旨を公表するなど、様々な動きも見られます。

今後とも、官民が一体となって、各種施策を着実に実行し、我が国経済の成長と国民の資産所得の増加に繋げていきたいと

考えています。その決意を申し上げ、本日の講演を締めさせていただきます。ご清聴、ありがとうございました。

(以上)